

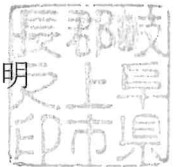
郡上市公告第8号

富山県及び石川県における市税等に関する申告等の期限の延長について。

郡上市税条例（平成16年郡上市条例第57号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所、居所、本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途公告で定める期日まで延長することを公告します。

令和6年1月29日

郡上市長 日置 敏明



指定地域
富山県、石川県